

# AOMORI SHONEN SOCIETY

## NEWS

青森家庭少年問題研究会 会報 No. 16 (2024. 07. 20)

### 《 目次 》

#### I. 卷頭言

青森家庭少年問題研究会 20 周年から次の 10 年へ  
～「非行・犯罪少年」から「生きづらさを抱える子ども・若者」まで～

宮崎 秀一

#### II. 学習会報告

##### 《 講演会 》

###### 第 1 回学習会

スクールソーシャルワークの必要性  
——制度導入の背景と必要性

最上 和幸

スクールソーシャルワークの活用・実践

渡辺 春華

###### 第 2 回学習会

三上 秀花

#### III. 学生サークル活動報告

##### 青森県立保健大学 児童福祉研究会

令和 4 年度・活動報告

会津 遥斗

##### 弘前大学 Teens & Law

Teens & Law の活動について

坂本 迅

## 卷頭言

# 青森家庭少年問題研究会 20 周年から次の 10 年へ ～「非行・犯罪少年」から「生きづらさを抱える子ども・若者」まで～

共同代表：宮崎 秀一  
(弘前大学 名誉教授)

今から 20 年前、2004 年 12 月 6 日付の東奥日報に「学生ボランティアで非行少年更生を」という見出いで当研究会を紹介する記事が掲載されました（別紙）。青森家庭少年問題研究会誕生の経緯を地元紙が報じてくれました。発足当初は、弘前大の学生メンバー（のちに teens & law サークル部員）が、家庭裁判所調査官の依頼で試験観察中の少年の話相手として交流することが会の活動の柱でした。

しかし発足 10 年を迎えた頃からは、少年の非行・犯罪は大幅に減少し、上記の家裁のケースや保護観察所から依頼される保護観察対象少年の「ともだち活動」のニーズも低下します（研究会が主催し毎年学生と訪問していた青森少年院が 2013 年 3 月に廃止されたことはその象徴のように思います）。他方、不登校・ひきこもり、いじめ、虐待、貧困格差などの問題状況が年々深刻化の一途をたどり、学生ボランティア活動の軸も、非行を犯した少年の更生支援から、これらの困難な状況に置かれ生きづらさを抱えている子ども・若者に寄り添う支援へと移行してきました。青森県立保健大の児童福祉研究会と弘前大 teens & law による一人親家庭の子どもの学習支援「サタ☆くら」や同じく t & l の子ども食堂マザーフィールドへの参加、子ども自立支援センターみらいの入所児童の学ボラ活動がその例です。また t & l の law 部門では模擬裁判などを通じた法教育の在り方を探求しました。学習会のテーマも、児童虐待、成年後見、スクールソーシャルワーカーなど広く家庭や子どもに関する様々な課題に対応するものが選定されています。

ここ数年は、法制度的にも家庭や子どもに関わって、参政権年齢の引き下げ（2016 年）に始まり、少年法上「特定少年」のカテゴリー設定、親権との関わりで決定的に重要な成年年齢引下げなど大きな転換がありました。また 2022 年にはようやく「こども基本法」が成立して新たな「こども」の定義が示され、新設されたこども家庭庁が標ぼうする「こどもまんなか」社会の実現が政府の最優先課題として浮上しています。

当研究会にとって次の 10 年は、この新たな子ども・若者法制の下で生起する様々な「家庭少年問題」状況に関する研究と問題解決に向けた活動が期待されることでしょう。ローカルで小規模な団体ながら、大学研究者、学校教員、弁護士、司法・福祉・教育などの行政職、NPO など民間団体スタッフ、メディア関係者など多彩な会員が職業と立場を超えて率直な意見を交わし、それを各人の仕事の中で活かし、また発信してきたと思い

ます。また学生会員の中からは、学習会での議論やボランティア体験に啓発されて、学校教員、保護観察官、少年院職員、検察事務官、児童福祉行政職員、法律家が輩出され活躍しています。将来的には彼らが会員となって研究会をけん引してくれることを夢見ています。

(2024年6月20日)

## 学習会報告

### 《講演会》

#### 第1回学習会

2023青森家庭少年問題研究会第1回学習会

スクールソーシャルワークの必要性

### 制度導入の背景と概要

令和5年7月29日(土)

14:30-15:00

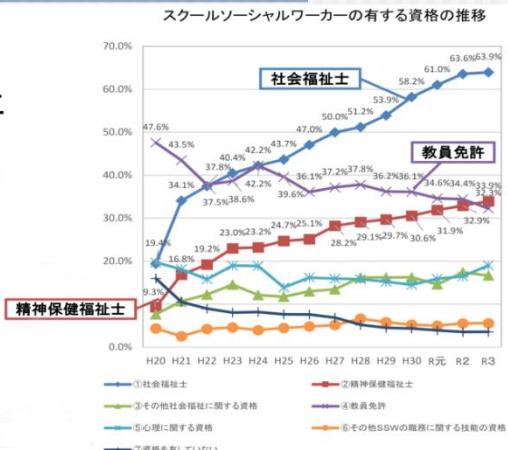
弘前大学人文社会科学部

4階多目的ホール

青森明の星短期大学  
最上 和幸

## ■SSWはどんな人

- 社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者
- 福祉や教育の分野で活動実績等がある者で、実施主体が適当と認めた者も可



文部科学省(令和5年4月)「スクールソーシャルワーカー活用事業に関するQ & A」

2

## ■SSWは何をする人

### SSWの職務内容

- ①問題を抱える児童生徒と児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- ②学校内におけるチーム支援体制の構築、支援
- ③関係機関とのネットワークの構築、連携・調整
- ④いじめ防止などの問題行動等への対応

教育相談等に関する調査研究協力者会議(平成29年1月)「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～(報告)」  
『別紙2 SSWガイドライン(試案)』

3

## ■SSWr関連の主な動向

- 1986～ 埼玉県所沢市で導入される
- 2008. 4 文科省でSSWr活用事業始まる
- 2013. 6 いじめ防止法(福祉専門職の確保)
- 2014. 8 子どもの貧困対策(学校プラットフォーム)
- 2015.12 中教審答申「チーム学校」
- 2017. 2 文科省「SSWrガイドライン」
- 2017. 4 学教法施行規則改正(SSW規定)
- 2021. 1 「令和の日本型学校教育」
- 2022.12 生徒指導提要改訂(重層的支援構造)

4

## 令和4年度配置の概要(青森県)

### 配置人数の合計 延べ33名

- 6教育事務所配置(小・中学校) 24名
- 6県立高等学校配置 9名  
(北斗、五所川原、尾上総合、三沢、田名部、八戸中央)
- 有資格者 22名  
(社会福祉士14名・精神保健福祉士8名)
- 準ずる者 教員免許 19名
- その他 介護福祉士等 13名

青森県教育庁学校教育課(令和5年1月22日)『スクールソーシャルワーカーの現状と派遣要請手続』公益社団法人青森県社会福祉士会「令和4年度スクールソーシャルワーカー活用講座」より

5

## ■相談支援の状況(青森県)

支援の対象となった児童生徒数 (人)

年度	小学校	中学校	県立学校	合計
H27	76	56	144	276
H28	102	70	165	337
H29	220	133	162	515
H30	287	188	197	672
R1	297	230	192	719
R2	395	286	148	829
R3	389	251	158	798

青森県教育庁学校教育課(令和5年1月22日)『スクールソーシャルワーカーの現状と派遣要請手続』公益社団法人青森県社会福祉士会「令和4年度スクールソーシャルワーカー活用講座」より

6

## ■相談支援の内訳(青森県)

- |                 |     |
|-----------------|-----|
| ①不登校            | 29% |
| ②発達障害等に関する問題    | 22% |
| ③家庭環境の問題        | 19% |
| ④心身の健康・保健に関する問題 | 7%  |
| ⑤友人、教職員等との関係の問題 | 7%  |
| ⑥その他            | 6%  |

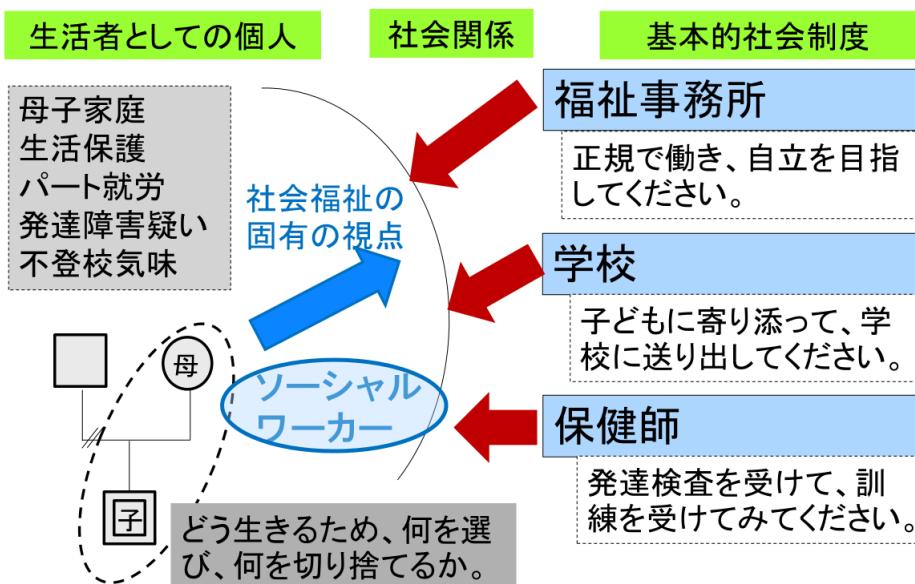
※令和3年度の調査より、「ヤングケアラー」の項目が追加された。(全人数に対して0.3% 3人)

青森県教育庁学校教育課(令和5年1月22日)『スクールソーシャルワーカーの現状と派遣要請手続』公益社団法人青森県社会福祉士会「令和4年度スクールソーシャルワーカー活用講座」より

7



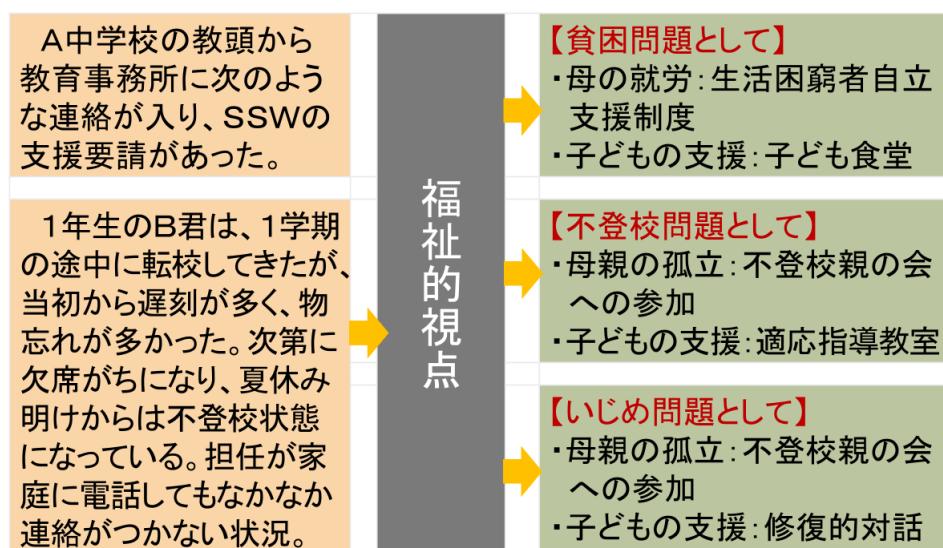
## 福祉の視点(主体性の原理ー岡村重夫)



※「ソーシャルワーカー」→相談援助に携わる人

8

## 入口は同じでも、出口が異なる

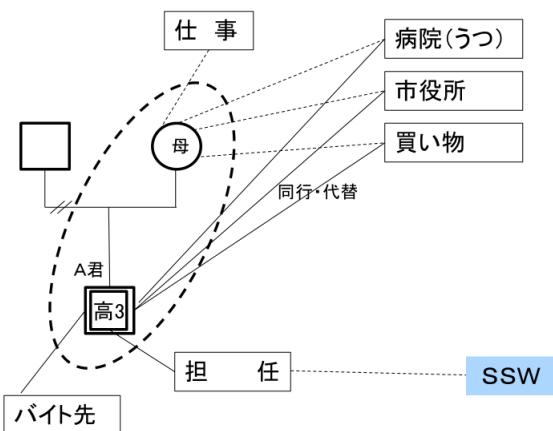


2017年度日本社会福祉士会スクールソーシャルワーク研修資料「スクールソーシャルワークの支援展開」内田宏明を参考に作成

9

## スクールソーシャルワークの展開事例

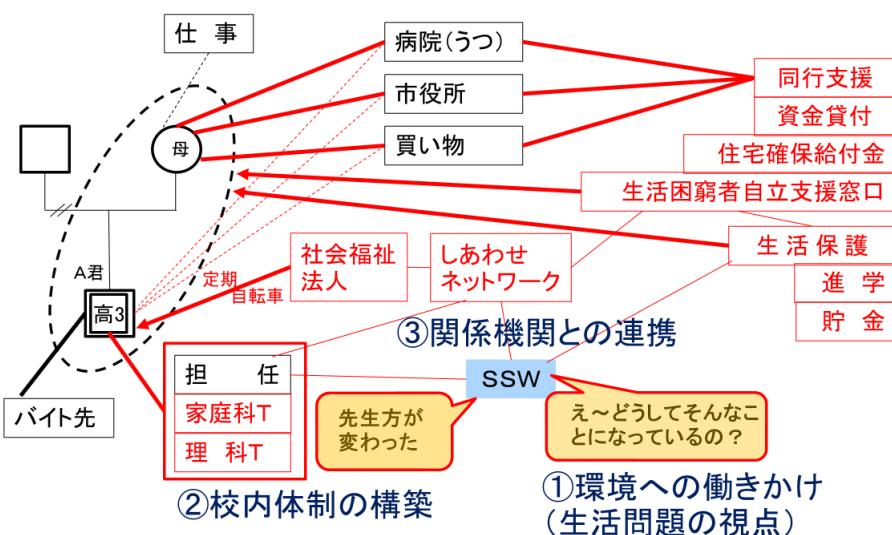
**支援 前**



10

## スクールソーシャルワークの展開事例

**支援 後**



11

## ■SSWの活用意見(教員・SSWの声)

- SSWの勤務時間を増やしてほしい
- SSWの勤務・契約形態を見直す必要がある
- SSWを育成する仕組みが必要
- SSWの活用方法がわからない
- 教員にSSWを活用する意識が少ない
- 教員の負担軽減にはつながりづらい
- SSWと連携する時間がない

■実施主体:NPO法人School Voice Project  
■対象:全国の小~高校年齢の児童生徒が通う一条校に勤務する教職員  
■実施期間:2023年5月3日(水)~2023年6月5日(月)  
■実施方法:インターネット調査 ■回答数 :452件(SSW:207件、SSW以外の教職員:245件)  
■協力:大阪公立大学・山野則子教授 / 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

12

### 【参考】

表 スクールソーシャルワーカーをしている社会福祉士の雇用形態 (n=653)

スクールソーシャルワーカーをしている社会福祉士	回答数(人)	%
1 正規職員	40	6.1%
2 契約職員(有期労働)	418	64.0%
3 パートタイム職員(短時間労働)	189	28.9%
4 派遣職員(派遣会社が雇用)	4	0.6%
無回答	2	0.3%
計	653	100.0%

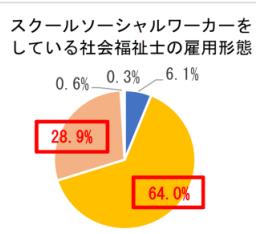


表 スクールソーシャルワーカーをしている社会福祉士の雇用形態別平均年収 (n=653)

スクールソーシャルワーカーをしている社会福祉士	年収(円)
1 正規職員	464.0
2 契約職員(有期労働)	295.4
3 パートタイム職員(短時間労働)	240.6
4 派遣職員(派遣会社が雇用)	199.5
無回答	250.0



出典：令和2年度社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士就労状況調査  
（公財）社会福祉振興・試験センター

ソーシャルワーク4団体(令和5年1月31日)「厚生労働大臣等への要望書」より

13

## 2023 青森家庭少年問題研究会第1回学習会

### スクールソーシャルワークの必要性

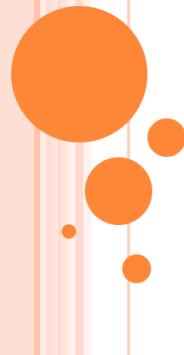
ご清聴ありがとうございました

子どもを真ん中に、青森県の児童  
福祉を、共に考えていきましょう。



030-0961 青森市浪打2-6-32  
青森明の星短期大学  
子ども福祉未来学科  
学科長／教授 最上和幸  
TEL 017-741-0123  
FAX 017-741-9876  
[kmogami@aomori-akenohoshi.ac.jp](mailto:kmogami@aomori-akenohoshi.ac.jp)

## スクールソーシャルワーク の活用・実践



中南教育事務所  
スクールソーシャルワーカー  
渡辺 春華

## ①中南教育事務所の状況

中南教育事務所： 弘前市 平川市 黒石市  
(7市町村) 大鰐町 藤崎町 田舎館村  
西目屋村

令和5年度SSW派遣市町村： (6市町村)  
弘前市 平川市 黒石市 大鰐町 藤崎町 田舎館村

令和5年度SSWer定期派遣学校： 25校 (公立小・  
中含む)  
弘前市 11校 平川市 5校 黒石市 4校  
大鰐町 2校 藤崎町 2校 田舎館村 1校

令和5年度SSWer人数： 5名 (県内 32名)  
福祉に関する専門的な資格を有する者 1名  
教育や福祉に関して専門的な知識を有する者 4名

令和4年度SSWer活動日数： 每月 5日～13日程度  
(年間約 100日程度)

## ②活動内容

派遣方式： 学校からの要請に応じて青森県から派遣  
(その他には巡回方式、単独校配置方式、拠点校配置方式)

派遣を受ける手続・訪問までの流れ：  
中南教育事務所 (市町村小・中学校数決め)  
→各市町村教育委員会 (小・中学校決め)

→中南教育事務所（SSWer担当学校決め）  
→各市町村小・中学校（訪問スケジュール決め）  
→青森県学校教育課

派遣・訪問の頻度：月1～2回（1年間で1校当たり15回程度）

相談・支援の傾向：

発達障害に関する問題、不登校、家庭環境の問題、児童虐待、貧困、いじめ、ヤングケアラーなど

派遣先での具体的な動き：

初回訪問（教育事務所SSW担当+SSWer）、SSWerの役割周知（窓口教員・教職員）、ケース理解に関する波長合わせ、情報収集（教職員・関係機関）、教職員へのコンサルテーション、ケース会議への参加

### ③実際の事例

- ・小学校中学年男子児童が発達障害を抱え不登校になった事例→母面談+学校へのコンサルテーション
- ・父母ともに精神疾患を抱える小学校中学年女子児童の不登校の事例→Zoom対応+父母面談+学校へのコンサルテーション
- ・小学校高学年女子児童が精神疾患を抱え不登校になった事例→母面談+関係機関との情報共有+ケース会議
- ・父がギャンブルの借金をかかえたまま失踪した中学男子児童の貧困事例→母面談+生活困窮者自立支援事業活用
- ・自宅はごみが散乱し母は精神疾患を抱えた中学男子児童の事例→母面談+関係機関との情報共有+ケース会議

## 第2回学習会

### 「保護司活動の実際」

三上秀花  
(弘前地区保護司会 保護司)

#### 1. 保護司とは \* 資料：全国保護司連盟発行『保護司』

##### ①保護司とは

保護司は、法務大臣が委嘱する更生保護のボランティアで、犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことのないようその立ち直りを助けるとともに、犯罪予防のための世論の啓発に取り組むなど、安全・安心な地域社会づくりのために活動しています。（全国保護司連盟発行『保護司』より）

##### 保護司信条

私たち保護司は、社会奉仕の精神をもって、

- 一 公平と誠実を旨とし、過ちに陥った人たちの更生に尽くします。
- 一 明るい社会を築くため、すべての人々と手を携え、犯罪や非行の予防に努めます。
- 一 常に研鑽に励み、人格識見の向上に努めます。

##### ②保護司になるには

- ・条件：社会的信望、熱意と活動のための時間的余裕、生活の安定、委嘱時の年齢が66歳以下。\*現実的には現役保護司から声が掛かってなる人が多い。

##### ► 実際にどういう職業、年齢の人がいるか

- ・青森県の更生保護が禅林街にある宗徳寺の住職の尽力により弘前市内寺院の共同事業として保護事業が始まったこともあり（明治31年、県としては大正元年県知事を総裁として県下寺院の共同事業）、禅林街のご住職はもちろん、新寺町や各地域のご住職や神社の宮司さん、教会の牧師さんなど宗教関係、教員や公務員を退職された方、自営業や会社役員など時間に融通が利く方、また地域的に農家の方がが多い。
- ・年齢的には40歳未満もいるが、やはり60代70代が多く、青森県の保護司の平均年齢は令和5年1月1日現在で64.4歳。女性の比率は、27.5%。
- ・任期：2年。再任を妨げない。2021年（令和3年）4月1日以降、保護司本人が希望すれば、78歳になる前日まで再任を可能とした。ただし、対象者の担当や役職の指名はされなくなる。

- ③保護司になつたら**
- ・住居地を管轄する保護観察所に配属される。
  - ・青森保護観察所管内は 11 の保護区があり、弘前保護区は弘前市と西目屋村。
  - ・保護区ごとに保護司会があり、そこに全員所属する。
  - ・弘前地区保護司会は 6 つの地域に分かれ、分会が組織されている。  
(保護司活動は地域の状況をよく知る人で対象者との行き来がしやすい人が望ましいため、分会ごとに担当の依頼が来たり調整が行われたりする。)

**④保護司の具体的仕事は**

- ・保護観察になった人と面接を行い助言や指導をする。
- ・刑務所や少年院に入っている人の帰住先の生活環境を調整する。
- ・犯罪を予防するために啓発活動を行う。
- ・その他、犯罪の予防のための自治体など関係機関・団体との連携・協力など。

**⑤保護司に対する研修や指導は**

- ・保護観察所による新任研修、強化研修などの他、保護区ごとに行われる地域別定例研修(年 3 回)など、研鑽のため定期的に研修への参加が求められる。
- ・地区保護司会の自主研修として刑務所、児童自立支援施設、裁判所などの施設見学や講演会など研修部が企画するもののほか、分会ごと、専門部ごと(職業対策部、地域活動部、BBS 支援部など)の自主研修も行われている。
- ・保護司は保護観察官と協働して活動するが、通常、保護観察官は青森の保護観察所にいるので電話で相談、指示、指導を受けることもある。
- ・近年はベテラン保護司との複数担当が増えていて、保護司同士で指導したり相談したりして、それぞれの特性を活かしながら担当している。
- ・拠点としている弘前地区更生保護サポートセンターは弘前市社会福祉センターの 2 階にあり、保護司が月から金曜の午前 9 時から午後 3 時まで常駐。そこでも研修や保護司活動の支援をしている。

**⑥保護司の身分などは**

- ・非常勤の国家公務員。ボランティアということで給与は支給されないが、活動経費についてでは、一定の基準により実費弁償金が支給される。
- ・活動中のけがなどには公務災害の補償が受けられる。

## 2. 保護司活動の実際 \* 資料：法務省保護局作成『更生保護』

**①犯罪予防活動**

- ・社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～
  - ・すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動で、小中学生を対象とした作文コンテストなども行われている。令和 5 年で 73 回目。
  - ・毎年 7 月は“社会を明るくする運動”強調月間及び再犯防止啓発月間として、各地域で内閣総理大臣メッセージ伝達式などイベントが行われる。
- \*ほか、さくら祭り、ねぷた祭り、菊と紅葉まつり、雪灯籠祭りでの広報活動など。

- ・あいさつ、声掛け運動

市が主催するあいさつ、声掛け運動や交通安全運動への参加協力など。

## ②生活環境調整

- ・社会復帰に備えて家族や引受人の引き受け意思などを調査し、釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し生活環境を整えることによって、本人の更生に適した環境を準備すること。仮釈放等の審理の資料等にするとともに円滑な社会復帰を目指すもの。
- ・少年の場合、おおむね3か月ごと、刑務所にいる場合はおおむね6か月ごとに行われる。(刑期が長い場合は1年ごと)

## ③保護観察

### ▶ 種類と期間

1号観察：保護観察処分少年 …原則として20歳まで

2号観察：少年院仮退院者 …原則として20歳まで

\*特定少年(18、19歳の少年)は6か月、2年など言い渡し期間による。

3号観察：仮釈放者 …残刑期間

4号観察：保護観察付執行猶予者 …執行猶予の期間

\*良好措置により期間満了を待たずに終了することもある。

### ▶ 面接

- ・再犯リスクの程度による処遇区分があり、保護司による面接を月に何回程度行うか、生活状況を見るために往訪する頻度、保護観察官による面接頻度などが定められている。その他、必要と認めるときに面接する。
- ・面接場所は対象者の住居以外では、保護司の自宅が以前は多かったようだが、最近は対象者・保護司双方の都合の良い場所と時間を話し合って決め、公共スペースや飲食店などで行うこともある。
- ・面接時には保護観察所に提出する報告書の項目を念頭に、遵守事項を守っているか、家族との仲や交友関係はどうか、就労・就学状況などの確認のほかに、体調のことや何か困っていることはないかななど話をよく聞く。何か問題があれば助言、指導する。対象者は家庭環境が良くなかったり、交友関係に問題があつたり、本人の能力的な問題があつたりなどすることが多く、周りに頼れる大人がいないこともあるため、保護司が良き相談相手になれるよう信頼関係の構築に努めている。

### ▶ 報告書の提出

- ・保護観察所と情報を共有するため、面接時の本人の様子や聞き取ったことなど保護観察経過報告書を毎月提出する。

## 3. 保護司として思うこと

- ・なぜ保護司をしているのか。一つは、本人の立ち直りを支え再犯を防ぐことは、新たな被害者を作らないということになるので、その社会的意義から。もう一つは、縁あつて知り合ったこの人を、何とかしたい、支えたいという個人的な感情から。

- ・実際に関わりを持つと、家族や周りに問題があって、本人ばかりが悪いとは言えないこともある。能力的な問題があって支援が必要な場合もある。どこまで影響を与えられているかは分からぬが、保護観察をきっかけに自分も社会の一員だという自覚と自信を持ち、明るい未来に繋げて欲しいと願っている。
- ・保護司仲間は明るくて世話好きな人が多く、私自身も持ち前のおせっかいを發揮でき、人の役に立つという喜びを味わえている。
- ・保護司として思うことは一度しくじってしまった人を、世間の皆様にも犯罪者という厳しい目だけではなく同じ社会の一員として温かく見守っていただくことで、再犯を防ぎ、みんなで良い社会にしていけたら、ということである。

弘前地区更生保護サポートセンター ☎0172-38-1175  
【開所時間】月から金曜日の午前9時から午後3時

(当日配布したレジュメに発言内容を加えて作成しました。2024.6.30)

## 学生サークル活動報告

### 《 青森県立保健大学 児童福祉研究会 》

#### 令和5年度・活動報告

会津 遥斗  
(青森県立保健大学 社会福祉学科 3年)

#### 1. 令和5年度の学習支援活動についての報告

昨年度（令和4年度）同様、令和5年度もみなさまからご支援を数多く頂き、学習支援活動「サタディ☆くらぶ」での活動を継続して行うことができました。コロナウイルスによる規制も緩和されたため、今年度は、対面での学習会、各行事活動をコロナ禍以前と同様に実施することができました。活動を継続することができたのは、多くの方々のご支援と学習会に対する熱い思いのおかげであると改めて実感しております。この場をお借りして、ご支援を頂いたみなさまに御礼申し上げます。

令和5年度は高校受験を迎える中学三年生が1名在籍し、年度途中に参加した子どもを複数名受け入れ、最終的に登録している子どもの人数は11名となりました。1名の受験生は志望した高校に進学し、新生活をスタートさせております。子どもたちの勉強に取り組む姿勢については、すぐ宿題を終わらせてしまう子どももいれば、ゲームをしてから宿題を始める子どももいました。最初にゲームをする子どもとは、担当の学生とゲームをする時間を決めて、時間になつたら宿題を始めるように約束をするなど工夫しました。その結果、初めは約束どおり時間になつたらゲームをやめて宿題に取り掛かっていた子どもが、最初からゲームではなく宿題をやるようになっていました。勉強以外の面では、学校の出来事や趣味のことをたくさん話してくれて、学生との信頼関係が築けていると実感しました。また、子どもたち同士で勉強を教え合う場面も見られました。

令和5年度に取り組んだこととして、ミーティングによる情報交換、現状の報告などの実施、LINEのアルバム機能を使用した情報共有システムです。これは、学習会の日の子どもの学習の様子や普段の生活で気になることを用紙に記入し、その記入した内容を写真に撮り、LINEのアルバムに追加するというシステムです。これによって、その日学習会に参加できなかつた学生やスタッフも子どもの様子を把握し、次回以降の学習会に活かすことができました。さらにこのシステムにより、これまでかかわりが少ない子どもを担当する学生の不安解消や、担当していない子どもの情報も学生間で共有することができています。

また、子どもへのよりよい対応を学ぶために、今年2月から月1回、サポートハウスミライエの佐野幸子先生を学習会にお招きして、子どもたちへの学生の接し方を見ていただき、ご指導いただいています。これまで私たち学生は、子どもとの関わりについて指導されたことはなかつたため、佐野先生からのご指導を受けて、子どもたちを褒めることの大切さを実感しています。例えば、子どもたちが学習会の会場に来たら「よく来たね。偉いね。」、自分から宿題を始めたら「自分から宿題を初めて偉いね。」のように、子どもの好ましい行動を、タイミング良く褒めることで、自分から宿題を始め、自分のことは自分でするようになっただけでなく、褒められることで子どもたちの笑顔が増え、学習会全体の雰囲気が以前よりも明るくなつたと感じています。これからも、子どもたちの良いところをたくさん見つけ、子どもたちを褒めることを意識していきたいと考えています。

一方でこれらの活動の中で、課題点もありました。それは、学習支援活動に参加するメンバーが減少・固定化したことです。学生の人数が子どもの人数に対して少ないとおり、学生1名で子ども2名を担当する日があるなど、充実した丁寧な学習支援ができないことがありました。

この課題を解決するために、これからは学生ミーティングを定期的に実施し、子どもを支援する側の学生が支え合う関係性を構築していきたいと考えています。

## 2. 学習支援以外の活動についての報告

児童福祉研究会では学習支援以外にも行事活動を行っています。今年度は、合浦公園でのお花見交流会、スポーツ交流会、本学大学祭での模擬店出展、クリスマス会、新年レクリエーション大会、卒業を祝う会といった様々な行事を実施することができました。そして、今年はコロナウィルスによる規制も緩和されたため、弘前サタディ☆くらぶと合同で、これまでにない二泊三日のキャンプを実施しました。初めて会う子どもたちにもキャンプを楽しんでもらうために、フォトコンテストや肝試しなどのレクリエーションを行い、積極的にコミュニケーションをとりました。キャンプ以外の行事でも、年齢や性別に関係なく楽しむことができるよう配慮して企画したこと、子どもたちの笑顔がたくさん見られました。また、学生と子どもたちとのコミュニケーションが増え、普段の学習会で担当をしていない子どもたちとも関係性を築くことができる良い機会になったと考えています。

## 3. これから活動に向けた展望

サークルの今後の課題として、前述のように参加する学生の人数不足の解決に取り組む必要があると考えています。参加メンバー固定の原因として、子どもと関係が築けている実感を持つ学生が少ないことが挙げられると考えています。定期的に学習会に参加していた学生を振り返ると、子どもとの組み合わせが固定化していた学生が学習会に多く参加していました。子どもが自分を待っているという実感が湧くと、責任感や自分の存在意義を感じ、学習会への参加が増えると考えています。そのため、学生同士の話し合いの機会を設け、一丸となって子どもとの関係構築を目指すことや信頼関係が生まれている実感を持つ機会を増やす必要だと考えています。学生同士の仲を深めることで気軽に相談し合える関係性をつくり、他者から自分と子どもの様子をフィードバックしてもらうことで、新たな気づきが増えると考えています。また、令和6年度の新入生は、児童福祉研究会の活動に参加したい学生が多く、数名のグループで順番に学習会や行事活動の見学を実施しています。参加する学生が増え、上記の課題の解決につながり、丁寧な学習支援を行うことができると期待しています。

令和6年度の新たな取り組みとして、子どもたちとの思い出を写真に残すことを心がけたいと考えています。普段の学習会や行事活動で真剣に取り組んでいる様子や、楽しんでいる様子を写真として残し、3月に子どもたちにアルバムとしてプレゼントする予定です。サタディ☆くらぶの活動を通して、子どもたちが達成感を味わえることや、子どもたちにとって明るい思い出として残ることを願い、今後も活動に努めたいと考えています。

## 《 弘前大学 Teens & Law 》

### Teens & Law の活動について

坂本 迅

(弘前大学 理工学部 3 年)

「Teens&Law って何？」表題を見てこんな疑問を持った方には、この文章を読んで、青森県内でこんなことをしている学生たちがいるということだけでも知っていただけると嬉しいです。

Teens&Law は、弘前大学に 5 つあるボランティアサークルのうちの 1 つです。当団体は、子どもたちへの学習支援を軸に置いた活動をしており、弘前市内で子どもたちの居場所づくりを推進しています。ここからは、Teens&Law で行っている 4 つのボランティア活動を紹介していきます。

現在 Teens&Law の活動の主軸を担っている「マザーフィールド」と「サタデイクラブ」という 2 つの活動があります。これらは、弘前市内の片親家族の小学生から高校生までの子どもたちが集まり、大学生と一緒に食事、勉強、遊びなどの交流を通して彼らの居場所の一つとして機能する場所となっています。学校・家庭とは別に第 3 の居場所として、私たち大学生がお兄さん・お姉さんとして彼らと関わることで楽しく、安心して過ごせる場所を作っています。

3 つ目に、「みらい学ボラ」という活動があります。「みらい」とは、“青森県立自立センターみらい”という、不良行為をして生活指導を必要と判断された小学生から中学生までの子どもたちが共同生活をしている施設であり、私たちはそこで学習ボランティアを行っています。昨年度まではコロナの影響で限定的な活動となっていましたが、今年度から月に 1 回のペースで本格的に活動を再開しています。私が初めて学習会に参加するとなったとき、「どうやって接したらいい？何を話したらいい？」など頭の中でいろいろ考えていたのですが、実際に交流してみるとそんなことは心配無用でした。勉強中は集中し、わからぬ問題があるときには学生に積極的に質問をしてくれました。そして、休憩時間中にはお互いのことを沢山話し、活動を重ねるたびに仲良くなることができたことで、私たち学生も活動に参加することが楽しみになりました。また、“みらい”では、スポーツ交流会や学芸会なども開催しており、私たち学生も参加させてもらうことで、普段の学習会では見ることができない一面を発見するなど様々な活動を通して子どもたちと関わっています。

最後に、「子ども食堂すこやか」という活動を紹介します。この活動は今年度から新たに加わったもので、地域住民や学生ボランティアによって子どもたちの成長を地域単位でバッカアップする活動です。この活動も前述の「マザーフィールド」「サタデイクラブ」同様、子どもたちの第 3 の居場所となることを目的にしていますが、加えて親御さんや地域住民

に対しても開放することで、様々な人々の第3の場所としても機能しています。従来のTeens&Lawのボランティア活動は子どもたちを対象としたものばかりでしたが、「子ども食堂すこやか」にも参加することで、地域という大きなコミュニティとの繋がりをもって活動することができるようになり、私たち学生も新たな体験ができる場となっています。

ここまででは、私たちTeens&Lawのボランティア活動について紹介してきましたが、これからは Teens&Law のもう一つの顔である「学域BBS会」という更生保護団体としての活動を紹介していきます。まず、「BBS」とは「Big Brother and Sister Movement」のことです、様々な問題を抱える少年に、兄や姉のような存在として交流しながら、少年の問題を解決したり、健全な成長を支援する活動のことです。BBS会としての活動には「ともだち活動」がありますが、近年はともだち活動件数が0という状態が続いています。ですが、私たちTeens&LawはBBS会として何もしていないわけではありません。昨年度から、県内外の他大学BBS会や、社会人BBS会の方々とともに、研修会等で少年少女問題に関する議論をすることで、BBSについての理解を深めています。また、弘前市保護司会との交流会を通して、実際に更生保護活動に携わった方のお話を聞き、私たち学生ができることについて考える機会をつくるなど、更生保護団体としての取り組みを行っています。

ここまで、Teens&Lawの多岐にわたる活動についてご紹介させていただきましたが、私たちの目的は一貫して「子どもたちの成長を支援すること」です。弘前大学の学生たちは、学業の合間を縫ってボランティア活動に取り組み、地域の子どもたちにとって安心できる居場所を提供しています。また、更生保護団体としての活動を通じて、社会問題に対する理解を深め、解決策を模索しています。

私たちの活動が地域社会に少しでも貢献できるよう、そして子どもたちが健全な成長をできるよう、これからも頑張ってまいります。

## ● 今後の行事等

### 《 学習会 》

- ・現在検討中です。  
決まり次第、ホームページやメーリングリストでお知らせいたします。

### 《 裁判員制度シンポジウム 青森県の裁判員裁判—これまでの15年間を振り返る 》

- ・日時：11月16日（土）14:00～17:30
- ・会場：弘前大学創立50周年記念会館2階岩木ホール  
(Zoomによる同時配信)
- ・主催：弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター

### ● 投稿募集

本会報では、会員の皆様からの投稿を募集しています。「会員からの便り」「新刊案内」「書評」「お知らせ」その他の家庭・少年をめぐる活動や雑感などございましたら、郵便または電子メールにて事務局へお寄せ下さい。次号の発刊は来年7月頃を予定しています。

(吉村顕真 記)

発行：青森家庭少年問題研究会

事務局：〒036-8560 青森県弘前市文京町1番地 弘前大学人文社会科学部民法研究室

電子メール：yoshimur(at mark)hirosaki-u.ac.jp

ホームページ：<http://www.saibanhou.com/aomorishonen.html>